

令和6年3月1日以降に当初契約締結する建設関連業務（県土整備部所管）に係る特例措置について

## 1 措置の概要

令和6年3月1日以降入札公告する設計書からの適用としている「設計業務委託等技術者単価」、「土木関係設計単価表」及び「公共住宅・建築工事積算単価 設計資材・労務費単価表」（以下、「設計単価表等」という。）の運用について、第2に定める建設関連業務の受注者は、設計単価表等を当初契約時点で最新の単価へ変更することを請求することができる。

## 2 対象建設関連業務

本特例措置の対象となる業務は、次に掲げる事項を全て満たす業務とする。

- (1) 県土整備部が所管する建設関連業務であること。
- (2) 令和6年3月1日以降に当初契約を締結する業務であること。
- (3) 令和6年2月29日以前の設計労務単価または設計業務委託等技術者単価を適用して予定価格を定めた業務であること。

## 3 変更対象単価

当初契約締結後に設計単価を変更するものは、資材単価、労務単価、技術者単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。

## 4 基準日

基準日は当初契約締結日とする。

## 5 本特例措置に基づく請求

受注者は本特例措置に基づき単価の変更を請求する場合は、当初契約後速やかに請求すること。  
請求は、県土整備部委託業務共通仕様書における様式集中「協議書」の様式により行うこと。

## 6 適用単価の変更

- (1) 受注者から設計単価の変更の請求があった場合は、発注者は、基準日時点で設計単価を所管する建設技術振興課が通知（設定）している最新の設計単価表等の設計単価に変更するものとする。
- (2) 設計単価の変更に伴う契約変更は、原則として設計単価表等を当初契約時点で最新の単価へ変更するのみとし、契約数量、契約図面及び仕様書等は変更しないものとする。

## 7 注意事項

設計単価資料については、市場の動向に応じ毎月改定していることから、本特例に基づき設計単価を変更した場合、契約変更後の委託契約額が減額になる場合がある。